

日本社会福祉学会第71回春季大会(2023年度)
シンポジウム「揺らぐ家族と社会福祉—子どもが育つ環境をどうつくるか」

ステップファミリーとひとり親家族パラダイム 離婚・再婚家族モデルの画一性と子どもの不在

東洋大学白山キャンパス
2023年5月28日

野沢 慎司

明治学院大学 社会学部

1

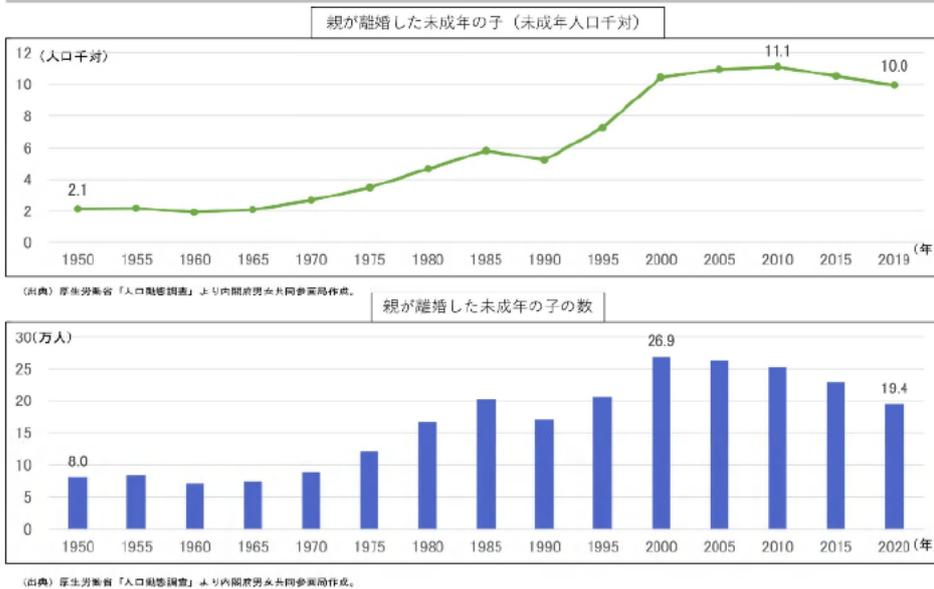
「ステップファミリー」の定義とこの語を使う意味

- 成人カップルの少なくともどちらかが以前の関係で生まれた子どもを持っている家族 (Ganong & Coleman 2017: 2)。親の新しいパートナーとの関係をもつ子どものいる家族(子ども中心の定義／野沢代案)。いずれにしても「**継親子関係**」を含む家族を指す。
- 「**子連れ再婚家族**」という表現は同居親中心的。「**ブレンデッド・ファミリー=混合家族**」などの用語に含まれる偏向の効果に注意 (Papernow 2019)。
- 多様性がある。非法律婚を含む。未婚カップルの場合もある。

➡ ステップファミリーに相当する日本語がなく、**継親／継父・継母、継子**などの用語使用が避けられることで、その独自性に光が当てられない。「**ふつうの家族**」(核家族)と同一視されてしまう。偏向の少ない独自の名称が必要(野沢2021a)。

2

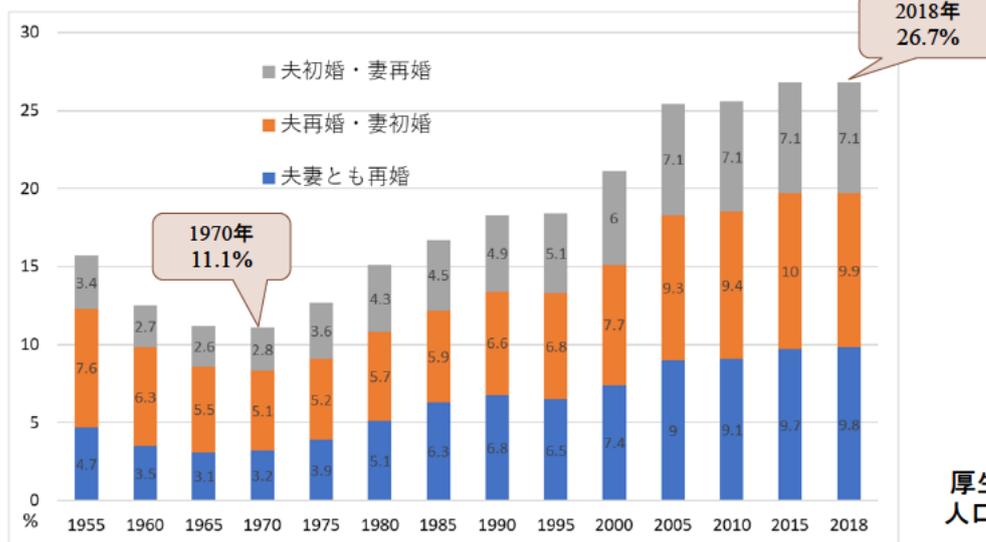
子どもが親の離婚を経験するリスクの上昇(半世紀で5倍)



人生100年時代の結婚と家族に関する研究会(第10回)結婚と家族をめぐる基礎データ(令和4年3月更新)(内閣府説明資料)

<https://www.gender.go.jp/kaiji/kento/Marriage-Family/10th/pdf/1.pdf>

年次別・婚姻数に占める再婚の割合(%)



日本の離婚・再婚後家族の特徴 3つのギャップ（原理原則は何か？）

●ステップファミリーには関係の複雑さがあるが、継親子関係に血縁がない以外はステップファミリーも初婚核家族と何ら違いがないと見る家族観／制度が、家族内に葛藤、抑圧、苦悩などを生み出している可能性がある（野沢・菊地2021、野沢2015、野沢・菊地2014など）。柔軟で現実的なステップファミリーをノーマライズするためには、日本社会に存在する3つの制度的ギャップの存在に注目する必要がある。

- ①離婚後の親責任における圧倒的なジェンダーギャップ
- ②親の権利(利益)と子どもの権利(利益)の間のギャップ
→両親の婚姻内と婚姻外の間にある子どもの権利の差別／ギャップ
- ③世界的な制度的潮流(原則の転換)と日本の「常識」のギャップ

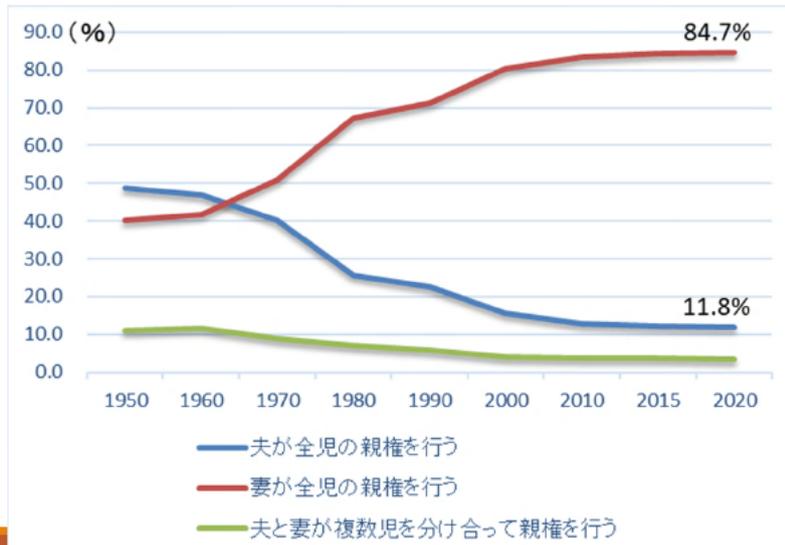
5

①離婚後の養育責任におけるジェンダーギャップ

- 父親の8割強と母親の1割強は親権を喪失している。
- 親権喪失した父母と子どもの関係が失われる傾向が強い。
→子連れ離婚≡ひとり親家族(家庭)≡母子家庭
→日本では離婚後に母親が単独で養育責任を担うことが自明視され、母親の責任が50%から100%(父親は50%から0%)になる。
- 婚姻外の親の責任における制度的・構造的ジェンダーギャップが疑問視されてこなかった。女性(母親)が不平等な負担を強いられており、同時に子どもの最善の利益が損なわれている現状維持に社会的関心が低い。

6

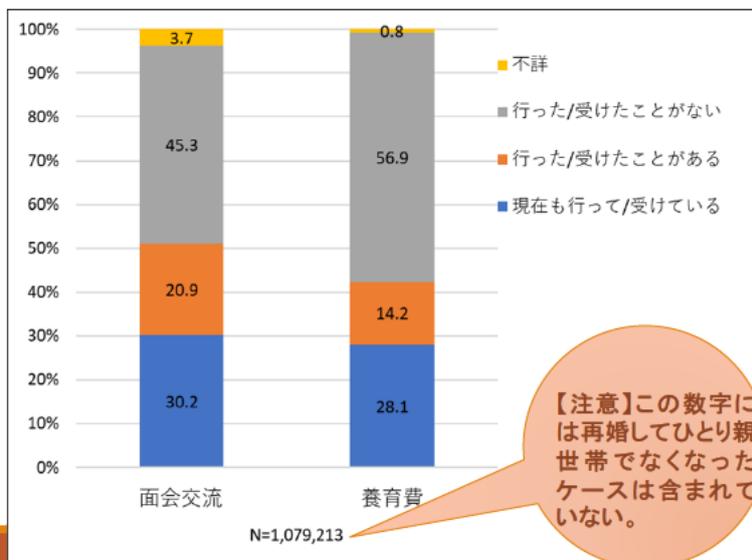
離婚後父母のどちらが親権者となるか(1950-2020年) 日本では離婚後に単独親権が強制される



出典:厚生労働省
「人口動態統計」

7

母子世帯の面会交流と養育費支払いの実施状況 (厚生労働省『令和3年度全国ひとり親世帯等調査結果報告』2022年12月)



【注意】この数字には再婚してひとり親世帯でなくなったケースは含まれていない。

母子世帯の母で、現在、親子交流(面会交流)を行っていない最も大きな理由は、①「相手が面会交流を求めてこない」(28.5%)、②「子どもが会いたがらない」(16.1%)、③「相手が養育費を払わない」(8.6%)、④「面会交流によって子どもが精神的又は身体的に不安定になる」(4.0%)、⑤「相手から身体的・精神的暴力や児童虐待があった」(3.3%)など。

出所:令和3年度全国ひとり親世帯等調査結果報告

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188147_00013.html

8

8

②親の権利と子どもの権利の間のギャップ

→両親の婚姻内と婚姻外の間にある子どもの権利の差別／ギャップ

- 親と子(とくに母と子)の利益は一体化したものと考えられる傾向があった。暗黙の内に子どもは母親がケアすべきものとされ、母親はそれを単独で担うことを拒否することが困難であり、父親は免責／排除されやすい。その仕組み自体は再点検されず、ひとり親の支援が自明視されてきた。例えば、親権者が半減することと子どもの貧困の関係は問われない。「ひとり親」支援とは独立の子ども支援は議題にされない。
- 最近の法務省調査からは、離婚した父母の多くが離婚後の子どもの養育費や面会交流だけでなく、別居や離婚についても協議できないまま夫婦と親子の別離に至ること、子どもへの説明がなく、子どもたちは自らの本心を親に伝えられないことが多いことが示唆されている(横山ほか 2022)。子どもを含む当事者間の協議を当事者だけで行い、しかも子どもの最善の利益を保障することは困難である。
- 親の一方が親権を喪失し、協議が成り立たず、結果として親子関係が喪失されるケースが非常に多い。この事実は、もう一つの婚外子差別が法的に解消されていないことを意味する。両親が婚姻外にある子どもは、父母両方を親権者とするのが許されない。

9

9

若年成人継子のインタビュー調査概要

野沢・菊地(2014)、野沢(2015)、Nozawa(2015)

- **対象者**: 調査会社の登録モニター(関東・関西・東海・中国地方在住者)に向けたインターネット上の募集に対し応募のあった協力者など。親の再婚(事実婚を含む)を経験し、成人前に継親と同居した経験のある20~34歳(平均25.4歳)の19人(女性17人、男性2人)。
- **調査期間**: 2012年10月~2013年8月
- **調査方法**: 対面的インタビュー調査、以下の項目についての半構造化インタビュー(70~150分)
- **質問項目**: ①親の離婚や再婚の経緯とその受け止め方、②継親との関係とその変化、③親の離婚(死別)後に同居した親や別居した親との関係、④きょうだい関係、継きょうだい関係、⑤祖父母、継祖父母などの親族との関係、⑥学校の教師や友だちなどとの関係など。

10

10

表1 同居親評価類型と継親子関係類型の関連(教育達成および適応上の問題行動)

継親子関係の類型	1. 親として受容	2. 思春期の衝突で悪化	3. 関係の回避	4. 支配忍従関係から決別	5. 親ではない独自の関係発達
同居親の評価類型					
①柔軟な仲介者・擁護者である親を肯定的に評価(n=8)	B (大学卒) I (短大卒) O (専門卒) S (大学卒)		T (大学生)	<u>E</u> (専門卒)	A (大学生) M(大学中退)
②継親の側に立つ親に対する失望・疎外感(n=4)		H (専門卒) * J (高校卒)	Z (大学生)		G (大学卒)
③自分を気遣わない親への不信・距離化(n=7)			E(専門卒) Q(大学院生) W(高校卒) * Y(大学中退)	C(専門中退) * K1(高校卒) P(高校卒) *	(K2)

【注】*印は思春期から青年期に適応上の問題(鬱・自殺願望、精神障害、不登校、家出、夜遊びなど)を経験したケース。網掛けは、現在精神的健康上の不安を抱えていることが語りからうかがえたケース。

下線 (E, S) は男性、それ以外は女性。イタリック (B, F, O) は継母と同居、それ以外は継父と同居。

「専門」は高校卒業後に専門学校に進学したケース。

Kさんの経験は、③-4 (最初の継父子関係K1) と③-5 (2番目の継父子関係K2) にまたがる。

野沢(2015: 65)

子どもの権利条約における理念の転換

- 1989年に国連総会において全会一致で採択。2019年現在、国連加盟国数を上回る196国と地域が締約。日本は1994年に批准。
- 親を子どもに対する権利の保有者とみる考え方から、子どもが親を失わない権利を保有するという考え方へ。理念の転換。
- 子どもは、自分の父と母をきちんと知り、父母に養育される権利(第7条1項)、父母から切り離されない権利(第9条1項)、そして一緒に暮らせない場合でも親と交流して関係が保たれる権利(第9条3項)を持つ。また、自分の人生に影響を及ぼす大事なことについて自分の意見を表明する権利(第12条)を持つ。
- 締約国は、権利の実現のため、適切な立法措置、行政措置その他の措置を講ずる(第4条)。

3 : 世界的潮流と日本の「常識」のギャップ 世界は両親の婚姻状態に関係なく親を喪失しない原則へ

- C. アーロンズ (Ahrns 1979) は、「ひとり親家族 (single-parent family)」という言葉は、婚姻関係の解消=家族解体とみなしていると指摘。父母が離婚・再婚後も子どもの共同監護や面会交流を行う場合、二つの世帯にまたがるネットワークとしての家族＝「双核家族 (binuclear family)」のなかで子どもが育つ家族モデルを提唱。法制度改革後の米国の子どもたちの経験を検証 (Ahrns 2004=2006)。
- P. パーキンソン (Parkinson 2011) は、西洋世界における離婚後の家族をめぐる法制度の変化を「親子の分離不可能性」にあるとみる。婚姻関係の解消と無関係に親子関係は永続的なものと見る理念の浸透。

13

13

日本独特の離婚・再婚と子どもに関する制度

● 離婚後の単独親権強制：離婚後は子どもが必ず親権者を半分失う

「離婚→ひとり親家族→子連れ再婚→ふたり親家族」という固定観念の基盤。二人の親権者を持つ子どもから一人を剥奪しない限りは離婚が成立しない制度 (* 日本以外ではインドとトルコだけ)

● 協議離婚制度：圧倒的多数が届け出だけで簡単に離婚

面会交流と養育費の支払いについて子どもの利益を最優先して父母が立ち止まり協議する機会がない。 (* サウジアラビア、タイ、中国など少数→例：韓国の改革)

● 容易な継子の養子縁組制度：届け出だけ、非親権親の承諾も不要

継親は「新しい父／母」になり、夫妻チームで子育て→「ふつうの家族」の再建という構造的罨へ。

* 法務省／外務省による、G20を含む海外24か国の調査報告書『父母の離婚後の子の養育に関する海外法制について』(2020年)。

14

日本と(西洋)世界の間 子どもの権利保障に関わる原理・制度上のギャップ

- 子どもの権利条約の批准を受けて、西洋世界の国々が理念の転換に基づき離婚後の親子関係に関する家族法の改革の試みを積み重ねている。スウェーデンについて善積(2013)、フランスについて(Théry 2016=2019, 齊藤2012)、条約締結国ではない米国について山口(2020)、韓国・台湾における制度改革については山西(2022)などを参照。ステップファミリーを含む欧米全般の家族法の変遷についてStewart and Timothy (2020)および野沢(2021a, 2022b)参照。
- 2019年2月、国連子どもの権利委員会が日本に離婚後の親子関係に関する法令改正を勧告(共同親権、別居親との関係や直接の交流維持など)。
- 2020年7月、欧州連合(EU)欧州議会本会議が日本に厳しい要請を決議(子どもの連れ去り行為という「子どもへの重大な虐待」行為放任の改善要求)。
- 2023年3月には、オーストラリア政府が日本政府に対して、離婚後の単独親権を見直し、共同養育を可能にする法制度改革を求める要望書を提出(*The Sydney Morning Herald*, March 22, 2023)。

15

ギャップを不可視化する「ひとり親家族パラダイム」 ふたり親家族→離婚→ひとり親家族(家庭)≒母子家庭→再婚→ふたり親家族

- 1986年、東京都単身家庭問題検討委員会が「ひとり親(家庭)」を「親の数のみに着目した家族類型」、「客観的・相対的な視点に立つ新しい概念」として提唱(山崎2003: 206)。
- 今なお、様々な学界・業界内に支配的な離婚(再婚)家族についての認識枠組を「ひとり親家族パラダイム」と呼びたい(野沢 2021b, 2022b)。これが認識の枠組(壁)となって子どもたちの経験への視線が遮られ、それゆえ研究対象が「ひとり親」の経験に限定されてきた(直原ほか 2021)。
- 日本の研究者がフランスの離婚家族支援スタッフを調査した際、両親が生きている場合「ひとり親」と言わない、「離別した親」と呼ぶと指摘されたというエピソード(近藤 2013: 3)は、別れた親が死別した親と同じカテゴリーに入っていることに違和感がない日本の現状を象徴する(Théry 2016=2019参照)。
- 一見ジェンダーフリーなこの概念が、母親が単独で養育責任を担う事実を見えにくくする。
- 「ひとり親家族」概念は、離婚後の家族のあり方を単純化し、その潜在的家族構造の多様性を視野から排除する効果を持つ。同様に「子連れ再婚家族(=ふたり親家族)」という概念も、再婚後の家族のあり方を画一化・固定化させる効果を持つ(「ステップファミリー」概念が必要)。

16

16

再婚すれば「ひとり親家族」支援から卒業？

野沢(2021a)

ある市の母子父子自立支援者から届いた拙著(野沢・菊地2021)の読後感。

「自分の想像力のなさ、経験不足、知識不足を痛感いたしました。児童扶養手当を受給されているひとり親さんが結婚なり、事実婚なりをされるときは、窓口に来られて、手当の喪失手続きをされます。その際、簡単な聞き取りをしてから、『おめでとうございます』と言って終了していたのです。」

「今後は、もっと丁寧な聞き取りをして、『終了』ではなく、『また、何か心配なことがあったら、いつでも来てくださいね』と一言添えるようにします。」

- 〈ふたり親家族⇒ひとり親家族⇒ふたり親家族〉という変遷を当たり前とみる傾向が家族支援の現場にある？
- ステップファミリーに特別な支援は必要ないと思われる？

17

17

ステップファミリーの類型論

Ganong and Sanner (2023)のレビュー論文

- 33年間にわたる10カ国の研究(Nozawa 2015, 2020を含む)をレビューし、ステップファミリーあるいはステップファミリーの家族関係に関する34の類型論(typologies)と127の類型(types)を抽出した。方法、文脈、焦点が多様であるにもかかわらず、導かれた関係ダイナミクスや家族過程には顕著な一貫性(文化・社会を横断するステップファミリー生活への共通した頑健な反応)があるとその結論づける。そして、人々が3つの家族パラダイム(家族の現実を理解する方法—世界観)のいずれかに基づいて家族関係が営まれている傾向があると論じる。

①核家族モデル

初婚核家族を再建しようとし、継親が別居親を代替し、以前の「過去」はなかったかのように。

②ステップファミリーモデル

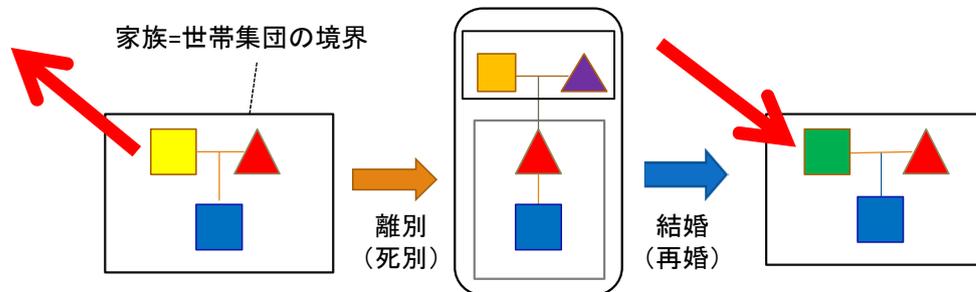
家族関係が複雑であり、初婚核家族と異なると気づき、柔軟で創造的なステップ関係を築く。

③還元モデル／ステップファミリーとそのメンバーの拒絶

家族関係形成のモデルというよりは、ステップ関係にある相手やステップファミリーの拒絶。血縁の親族関係への固執。これは、核家族モデルの副産物(その拒絶あるいは元の核家族への回帰)であり、親(への愛情)は二人だけに限定されるという考え方。

18

①代替モデル／スクラップ&ビルド型(日本的修正型)
「核家族モデル」(Ganong & Sanner 2023) = 「ひとり親家族パラダイム」



ふたり親家族 → ひとり親家族 → ふたり親家族

▲ = 親権者=同居親の視点で作直される家族とみる見解(子づれ再婚家族)

Nozawa (2020)、野沢・菊地 (2021)、野沢 (2016)、菊地 (2009)

「ふつうの家族」(ブレンド)を当然の目標

夫妻とも幼児期の子どもがいて再婚約2年後のケース(野沢 2009: 183-184)

●妻:「まずはやはり、主人の子どもを本当の子どもとして思いたいという、同じレベルで見たいということがあって、家族としてはやはり何でも話せる、子どもが大きくなっても話ができる、今日あった出来事とか話せるような家族でありたいと思うんですけれど。」

「とにかく、同じ意識でいたいというか、自分の子のように甘えさせてほしいし、自分の子のようにしかってあげたいし、という、その気持ちでいたかった。」

「多分、彼([夫]が私に期待していること)はとにかく、私と主人の子どもとがうまくやってほしいというふうなことです。私が本当に(夫の子を自分の)子どもとして見られるようになってほしいと思っているので。」

継子を「嫌だなと思ったり、いらいらしてみたり」。自分の子と同じに扱えないことに自責の念。

●夫:「彼女(妻)の気持ちの問題」であり、「(自分の)両親と僕は(子どもと)うまくやってほしいと思っているけれども(妻の気持ちが)どうしても変わらない」と悩む。

母が再婚時に継父を実父と入れ替えようとした事例

野沢・菊地 (2014: 77-78)

- 両親の離婚後も父子の面会交流が継続
- 実母が実父との面会交流を勝手に断絶
- 継父を「パパ」と呼ぶように強制
- 母との関係悪化+継父との関係未発達+実父との関係断絶→家族内孤立？

「やっぱりその、大事な父だったので、はい。なので、会いに来てくれたのはとてもうれしかったですし、それがその、またいきなりなくなったときは、やっぱり相当母に対して、こう、怒りを感じましたね。」

「私は当たり前のように、本当の父とは別のところに新しい父を並べていたんですけど、こう、母の中では全くそうでないというか、多分そう、私がそう思っていると思いつきもしないんだろうということがわかったの。」

(Qさん、女性23歳、大学院生)

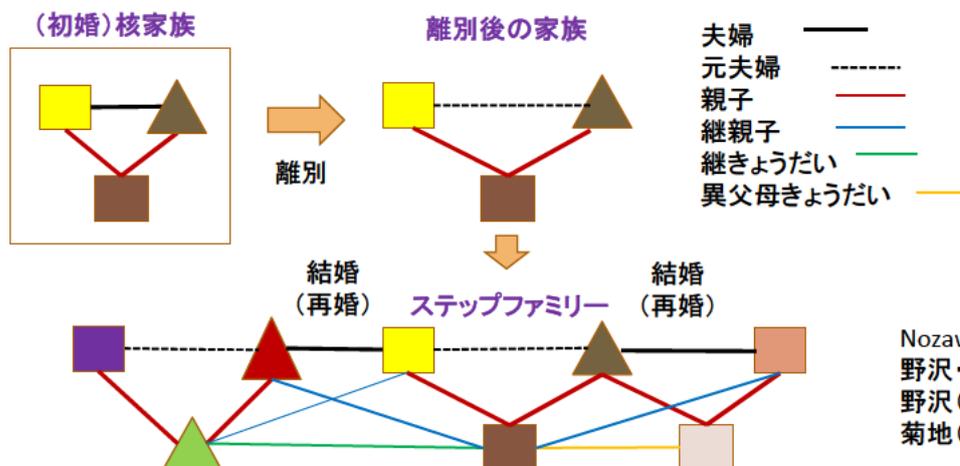
21

21

②継続モデル／連鎖・拡張するネットワーク型

「ステップファミリーモデル」(Ganong & Sanner 2023) の一例？

=子ども中心に関係を維持・拡張

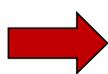


22

継続モデル／連鎖・拡張するネットワーク型
元夫と子どもたちの交流＋夫の元妻と子どもたちの交流

2人の息子を持つ母と2人の息子を持つ父との再婚
野沢・菊地(2021: 153-164)の恵さん(仮名)の事例

- 妻は自分の親の離婚経験でもそうだったが、離婚後に元夫と息子たちと定期的な面会交流を実施、養育費支払いもあり。
- 夫は自分の両親の離別後に母親と会っていない。自分の離婚後も息子たちの親権者となり、母親に会わせていない。
- 夫は、再婚後に「ふつうの家族」を求め、妻に自分の子どもの「母親」になることを期待した。
- 再婚後に、妻は継子たちの継母役と息子たちの母親役の間で板挟みと負担過剰になり、行き詰まる。



- ①夫とその子どもたちの母子関係回復
- ②2世帯シェアハウスのような住まい方

日本社会の課題1 法制度と支援制度

- 日本社会の法制度などの長期間にわたる変化の小ささが際立っている。現行制度の背後にある原理・原則はどのようなものを急いで検討する必要がある。離婚制度、戸籍制度(夫婦同姓を前提とする所属集団という家族パラダイムの基盤[下夷2019])など、国内法と文化・慣習の暗黙の前提となっている古い「常識」が現代日本のグローバルな新たな原理・原則(子どもの権利やジェンダー平等の保障)との軋轢を生み出している。
- 西洋世界や国連発の新しい原理を国内法に取り入れられないという選択をするならどのような対抗原則を立てるのかの議論を行うべき(野沢2023, 野沢・菊地2021)。

日本社会の課題2 法制度と支援制度

- 明治以来の日本の民法に固有の**家族に法は介入せずという原則**（水野2013）を見直す必要がある（協議離婚制度など）。皮肉なことだが、父母の婚姻解消しようとする**と、親権の強制剥奪という強力な法的介入**を受ける。この現行の強制介入はどのような原理に基づくのかが議論されていない。
- **家族内の暴力（虐待）に対して法が介入しない**（犯罪とみなさず、加害者教育プログラムも課さない）状況を放置し、その対処として日本独自の離婚制度を代用し続けている。その事実が子どもたちの人生にどのような不利益をもたらしているかが問われないうままだが、その研究が急務だ。家族間の暴力と離婚後の親子関係の喪失の2つの問題への政府の介入策を一体的に議論する必要がある。

25

日本社会の課題3 法制度と支援制度

- 離婚・再婚後の家族に関する画一的な「**ひとり親（ふたり親）家族パラダイム**」に基づいて行われてきた支援施策は、親の利益とときに対立する権利主体としての子どもの苦痛や不利益（それは翻って親や継親の苦痛や不利益でもある）に目を向ける必要がある。
- 日本の現状では「**核家族モデル＝スクラップ&ビルド型／代替モデル**」が圧倒的に支配的であるため、より柔軟な家族観に基づき子どもの家族関係を豊かにする家族形成のメリットを高めるためには支援が不可欠である。離婚・再婚後の家族生活教育などの介入・支援が広範に行われるような制度作りが重要。少なくとも支援の現場により柔軟で創造的な**家族パラダイムに基づく子どもへのアプローチ**が必要とされている。

26

参考文献 1

- Ahrons, C. R., 1979, "The Binuclear Family: Two Households, One Family," *Alternative Lifestyles*, 2: 499-515.
- Ahrons, C. R., 2004, *We're Still Family*, Harper Collins. [C.アーロンズ(寺西のぶ子監訳), 2006, 『離婚は家族を壊すか—20年後の子どもたちの証言』バベル・プレス]
- Ganong, L. and Coleman, M., 2017, *Stepfamily Relationships: Development, Dynamics, and Interventions*, 2nd ed., Springer.
- Ganong, L., and Sanner, C., 2023, "Stepfamily Roles, Relationships, and Dynamics: A Review of Stepfamily Typologies," *Journal of Child and Family Studies*, 1-20.
- 直原康光・曾山いづみ・野口康彦・稲葉昭英・野沢慎司, 2021, 『父母の離婚後の子の養育の在り方に関する心理学及び社会学分野等の先行研究に関する調査研究報告書』富山大学 [https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00292.html]
- 菊地真理, 2009, 「再婚後の家族関係」野々山久也編『論点ハンドブック家族社会学』世界思想社.
- 近藤理恵, 2013, 『日本,韓国,フランスのひとり親家族の不安定さのリスクと幸せーリスク回避の新しい社会システム』学文社.
- 水野紀子, 2013, 「公権力による家族への介入」水野紀子編『社会法制・家族法制における国家の介入』有斐閣, 159-182.
- 野沢慎司, 2009, 「家族下位文化と家族変動—ステップファミリーと社会制度」牟田和恵編『家族を超える社会学—新たな生の基盤を求めて』新曜社, 175-201.
- Nozawa, S., 2015, "Remarriage and stepfamilies," Stella R. Quah ed., *The Routledge Handbook of Families in Asia*, London: Routledge, 345-358.

27

参考文献 2

- 野沢慎司, 2015, 「ステップファミリーの若年成人子が語る同居親との関係—親の再婚への適応における重要性」『社会イノベーション研究』10(2):59-83. [<file:///C:/Users/shinji%20nozawa/Downloads/010-02-005.pdf>]
- 野沢慎司, 2020, 「ステップファミリーにおける親子関係・継親子関係と子どもの福祉—子どもにとって「親」とは誰か」『福祉社会学研究』17: 67-83 [https://www.jstage.jst.go.jp/article/jws/17/0/17_67/article/-char/ja]
- Nozawa, S., 2020, "Similarities and variations in stepfamily dynamics among selected Asian societies," *Journal of Family Issues*, 41(7): 913-936.
- 野沢慎司, 2021a, 「令和家族考83 支援の現場で「ステップファミリー」という名称を使う意味—子どもの視点に立った離婚・再婚親のパラダイム転換」『ふぁみりお』(家庭問題情報センター) 84: 1-3 [<http://fpic-fpic.jp/doc/familio/familio084.pdf#page=1>]
- 野沢慎司, 2021b, 「ステップファミリーと「多様な家族」の限界—子どもの視点から壁を超える」『家族関係学』40: 13-23. [https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjfr/40/0/40_13/article/-char/ja]
- 野沢慎司, 2022, 「ステップファミリー—複数世帯を横断するネットワーク家族の可能性と法制度の再構築」二宮周平・風間孝編『家族の変容と法制度の再構築—ジェンダー・セクシュアリティ・子どもの視点から』法律文化社, 95-112.
- 野沢慎司, 2023, 「離婚・再婚と継続する親子関係の可能性—子どもの権利に無関心な日本社会」『法社会学』, 89: 56-64.
- 野沢慎司・菊地真理, 2014, 「若年成人継子が語る継親子関係の多様性—ステップファミリーにおける継親の役割と継子の適応」『研究所年報』(明治学院大学社会学部付属研究所) 44: 69-87. [<http://repository.meiji.ac.jp/dspace/handle/10723/1910L>]

28

参考文献 3

- 野沢慎司・菊地真理, 2021, 『ステップファミリー—子どもから見た離婚・再婚』 KADOKAWA(角川新書).
- Parkinson, P., 2011, *Family Law and the Indissolubility of Parenthood*, New York: Cambridge University Press.
- Papernow P. L., 2019, “Blended family,” Lebow J., Chambers A., and Breunlin D., eds., *Encyclopedia of Couple and Family Therapy*, Springer, 291-294.
- 齊藤笑美子, 2012, 「フランスの法と社会におけるカップルと親子」井上たか子編『フランス女性はなぜ結婚しないで子どもを産むのか』勁草書房, 85-105.
- Stewart, S., and Timothy, E., 2020, “Stepfamily Policies and Laws in the United States: Lessons from the West,” *Journal of Family Issues*, 41 (7): 891-912.
- 下夷美幸, 2019, 『日本の家族と戸籍—なぜ「夫婦と未婚の子」単位なのか』東京大学出版会.
- Théry Irène, 2016, *Mariage et filiation pour tous. Une métamorphose inachevée*, Paris, Le Seuil, La République des idées[テリー, イレーヌ(石田久仁子・井上たか子訳), 2019, 『フランスの同性婚と親子関係 ジェンダー平等と結婚・家族の変容』明石書店].
- 山口亮子, 2020, 『日米親権法の比較研究』日本加除出版.
- 山西裕美編, 2022, 『揺れる子どもの最善の利益—東アジアの共同養育』晃洋書房.
- 山崎美貴子, 2003, 『社会福祉援助活動における方法と主体—わが研究の軌跡』相川書房.
- 横山和宏・福丸由佳・大瀧玲子・渡部信吾, 2022, 「離婚・別居家庭とその子どもの実像と必要な支援 3つの大規模調査から見えること」『離婚・再婚家族と子ども研究』4: 117-135.
- 善積京子, 2013, 『離別と共同養育 スウェーデンの養育訴訟にみる「子どもの最善」』世界思想社.